朝霞市生涯学習ボランティアバンク運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市生涯学習ボランティアバンク設置要綱第9条の規定に基づき、ボランティアバンクの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(登録希望者・団体の審査方法)

- 第2条 教育委員会は、申請書を提出した登録希望者・団体の申請内容について、次 の審査基準により審査するものとする。
 - (1) 申請書の記載事項に虚偽がないこと。
 - (2) 生涯学習ボランティア活動に対する実践意欲があること。
 - (3) 政治、宗教、営利活動が目的でないこと。
 - (4) 保育ボランティアは、保育士又は幼稚園教諭の資格を有すること。

(登録の有効期間)

第3条 登録は、平成14年4月1日を基準日と定め、以後、特にボランティアバンクに登録した個人又は団体(以下単に「登録者」という。)からの申出がない限り継続登録とする。ただし、基準日以後1年ごとに、登録者に対して登録内容及び継続登録の意思について確認を行うものとする。

(登録の取消し)

- 第4条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当した場合、登録を取り消すことができるものとする。
 - (1) 登録者が自ら申し出たとき。
 - (2) 申請の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 政治、宗教、営利目的に活動したとき。
 - (4) 生涯学習ボランティアとしての信頼を著しく損なう行為があったとき。

(登録者・団体の紹介)

第5条 教育委員会は、市内在住・在勤者に限らず、登録者について紹介依頼があったときは、ボランティアバンクの趣旨に反しない限り紹介を行うものとする。 (費用)

- 第6条 活動に係る教材費・会場費・交通費については、原則として依頼者が負担するものとする。
- 2 保育ボランティアに対する謝礼は、「朝霞市保育ボランティア取扱要領」に準ずる。

附則

この要領は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成21年1月1日から施行する。